

議題 3	大阪の少年犯罪について
内容	<p>◎ 7/11(木) 大阪西成署のミヤモト係長から、大阪の少年犯罪の話がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 大阪刑法犯の認知件数は、8万1148件で、1万件の増加。 ★ ポイントは、子供や女性を狙った性犯罪、特殊詐欺及び自動車 関連犯罪。 ★ 不同意性交等が、令和4年から増加。難波のグリコの下は、要注意。 ★ やっぱり深夜うろうろしてる子たちですね。 ★ スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽等のながら歩きはやめましょう。 ★ 西成で。令和5年に関しては、刑法犯が37件、障害3件、窃盗26件。 37件の内訳、中学生が14人、高校生が14人、無職や有職者が6人。 ★ 中学生もいきました。19歳が6名と18歳が3人、大麻が4人、覚せい剤が2人、銃刀法違反が4人、痴漢、盗撮が2人ということで、 覚醒剤が子供に出回りだしてるっていうところがかなり怖いかなと思います。 <p>◎ 7/4・11 に、青少年指導員と青少年福祉委員合同による玉出中学校の見回りに入りました。</p>
結果	<p>*決定事項に○</p> <p>①. 運営委員会で決定→役員会にて決論 2. 部会又は、各団体にて再検討 3. 一時保留 4. 棄却 5. その他 ()</p> <p>結果内容：</p>
その他	その他
内容	<p>◎ 会計より</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 今日、受付の方で、各事業の決算書お渡しさせていただいてますので、 またご確認ください。で、次年度の決算書の書き方も前年度と変わってきてます ★ 今年の監査が完了して、今日各団体にお渡ししている書類です <p>◎ 宮武目線</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 子供たちも7月の18日は終業式に入って、19日から夏休みに入ります。 どうか子供たちは長い夏休みで心の揺れにも出ると思いますので、 地域の皆様方が、この地域巡視、どうぞよろしく願いいたします。 それから、この第3回の盆踊り、よろしく願いします。
結果	<p>*決定事項に○</p> <p>①. 運営委員会で決定→役員会にて決論 2. 部会又は、各団体にて再検討 3. 一時保留 4. 棄却 5. その他 ()</p> <p>結果内容：</p>
次回 日程及び 予定内容	<p>次回：令和 6 年 8 月 19 日 (月曜日) / 場所(玉出西公園会館 2 階)</p>

以上、運営委員会の経過を記載し。その相違なき事を証するために、ここに署名する。

議長 米澤 志剛
 議事録署名人 奥田 節子
 議事録署名人 上野 祥子

各団体担当間における情報共有について

保護司会	7/6(土) 社会を明るくする運動 盛り上がりましてよかったですと思います。 来年は、もうちょっといい対面映画を工夫していきたいと思いました。 7/17(水) 玉出中学校の高校師教室があります。
ふれあい喫茶	7月と8月の第2土曜日はお休みいたします。
ネットワーク	7/16(火)いきいき元気教室があります。 高齢者の方、喜んでいきます。
民生	80才以上の1人暮らしの高齢者の方のお宅訪問。 7/11(木) 玉出元気キッズ 子供が2人・親が2名 スタッフ11名。
盆踊り	7/8(月)に実行委員会を開きました。 スタッフの募集、7/31(水)までです。 テントにつきましては商店街、つくえは憩の家、やぐらは、西村さんへの確認済み。 踊りの方は生涯学習の方で毎月1回練習しています。 音響の方も、今ある機械を使う、新しい提灯は、8/26に出来上がります。 8月終わりですが、熱中症対策をします。 協賛金は、各協会の方で5000円よろしくお願ひします。 別紙2参照
玉出西保育園	子供達は、インフルエンザとかは、ありません。 水遊びをしています。
玉出東保育園	7/27(土)夏祭りをします。早園児の子供たちも一緒に水遊びをします。
生涯学習	7/19(金)お手紙の後、夏休み、9/2(月)より始めます。 8月の第1と第4は、盆踊りの踊りの練習。
食事サービス	8月はお休みさせていただきます。
連合女性部長	盆踊りのお手伝い。
青少年福祉委員	福祉の現とOBで、夏休みの巡視します。
青パト	7月後半から8月、玉出子どもを守る会の巡視が始まります。 青パトとしては、夜だけ通常通りで、8月の昼は休憩です。
だいがく保存会	7月24日、25のお祭り頑張ります。
玉出小学校	7/19(金)で1学期は終わりで、8/26(月)始業式です。 また夏休みに入るんですが、子供たちあちこち遊ぶと思いますので、声掛けよろしくお願ひします。
玉出中学校	8/22(木)・24(土)、子供の巡視は、協力させていただきます。
はぐくみネット(毎月1回会議)	7/19(金)企画委員会。2か月で1回でもいいのではという話もありました。
玉出小学校体育施設開放	体感熱いので、スポットクーラーを使えないかと。
防災	防災のは今何もございません。はい。
憩の家	裏の倉庫が、違法建築ではないかと区役所から連絡がありました。 元々借りた時からあったんじゃないかっていう話。
こどもを守る会	地域重視割当表を決定しました。 別紙3参照 夏休みの間、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。 少年犯罪の話は、第3号議案で、詳しくさせていただきます。
玉出子ども会	今年度も、南公園でラジオ体操します。 期間 7/29~8/23、土日とお盆(12~16)は休み。
玉出交番連絡協議会	何かありましたら、交番から警察に通報するのではなく、西成警察および110番にかけて下さい。 玉出西公園に、ベトナムの方が集まっているので、子供がいない。

第3回玉出 盆おどり 大会

みんなで踊って楽しもう

模擬店もできる

8月31日(土)18:00~21:00

会場:玉出西公園

主催:玉出地域活動協議会 玉出盆おどり実行委員会

協賛:玉出連合振興町会 玉出社会福祉協議会

令和6年度 地域巡視割当表

玉出子どもを守る会 会長 鈴木 香

(☎ 6654-0069)

巡視団体	代表者	電話番号	巡視日	巡視日数
玉出青少年指導員会	岩田海二	090-8389-4915	7/20(土) 21(日) 22(月) 23(火)	4日
玉出小学校PTA	山本重紀子	6659-2000(小)	7/27(土) 28(日) 29(月) 30(火)	4日
玉出青少年福祉委員会	水田明利	090-9163-6477	8/1(木)	1日
玉出ネットワーク委員会	奥田節子	6652-3311	8/3(土)	1日
玉出民生児童委員会	萼由美子	6661-8982	8/4(日)	1日
保護司会玉出分区	上野祥子	6651-5484	8/5(月)	1日
玉出小体育施設開放	梶敏夫	090-1951-8974	8/6(火) 8/8(木)	2日
※8/10(土)～8/15(木) お盆休み				
玉出幼稚園PTA	山下陸	090-7700-8424	8/17(土)	1日
玉出西保育園 父母の会	濱田大	6658-8600(保)	8/18(日)	1日
玉出連合振興町会	塩田亨	6652-8698	8/19(月)	1日
防犯協会玉出支部	上野祥子	6651-5484	8/20(火)	1日
玉出中学校PTA	鮫島旭	090-8652-2656	8/22(木) 24(土)	2日

※7/18(木) 終業式・8/26(月) 始業式*水・金曜は青色防犯パトロール隊が巡視

※7/24,25祭礼巡視。 ※巡視時間は各団体に任せております。

※巡視時に使用する安全パトロールベスト、腕章、懐中電灯が入った鞆を団体代表者様に
順次回してください。

※雨天時は中止してください。

※体調に留意し無理のないようお願い致します。

玉出地域活動協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、玉出地域活動協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を西成区玉出西1丁目8番19号玉出西公園会館内に置く。

(活動区域)

第3条 本会の活動の対象とする区域は、西成区におけるおおむね玉出地域の小学校区とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、玉出地域を誰もが生き生きと安心して暮らせるまちにしていくために、地域のさまざまな団体及び対象区域の住民(以下、「地域住民」という。)が、相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら取り組んでいくことを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、地域経済を活動分野とし、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算・決算、広報などに関すること
- (2) 地域の防災・防犯・交通安全に関すること
- (3) 子育て支援、子ども・青少年の健全育成に関すること
- (4) 高齢者・障がい者など要援護者の見守り・相談援助に関すること
- (5) 地域住民の健康づくりに関すること
- (6) 地域の環境美化に関すること
- (7) 生涯学習や文化・スポーツ活動に関すること
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 本会は、次に掲げる活動は行わない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第3章 会員

(構成員)

- 第6条 本会は、地域で公益活動に取り組む別表に定める団体及びその構成員並びに本会の目的・活動に賛同する個人・企業・団体をもって構成する。
- 2 本会へ新たに団体等が参加しようとするときには、正当な理由がない限りこれを認めなければならないとし、運営委員会にて検討のうえ、役員会の議決によるものとする。
- 3 前項の議決により新たな団体などの参加を認めない場合は、会長は速やかに理由を付した書面をもって前項の団体等にその旨を通知しなければならない。
- 4 新たに参加を認められた団体は別表に加えられるものとする。
なお、ここでいう団体とは、2人以上の会員を擁し、会の目的・代表・所在地等を定めた会則を有するものをいい、法的人格の有無は問わない。
- 5 別表に記載された団体について、本会構成員より、客観的事実に基づき、当会の目的に反する活動を行っている旨の指摘が、書面及び電磁的方法において、会長あるいは運営委員会に提出された場合は、運営委員会が当該団体からの弁明聴取のうえ、検討を加え、役員会へ別表からの当該団体名削除の可否について意見伝達を行うものとする。役員会は、運営委員会の判断を踏まえ、議決をへて、必要ある場合、別表より除くものとする。
なお、当該団体が既に消滅しており弁明機会を活用することができない場合、あるいは弁明機会を活用しない旨運営委員会に伝達した場合は、弁明聴取を省略することができる。
- 6 前項弁明機会を活用した団体について、別表より除くこととなったものについては、3項の規定に準じた取り扱いをなすものとする。
- 7 本会構成員は、法令及び規約を遵守しなければならない。

(退会)

- 第7条 構成員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員

(構成)

- 第8条 本会に、次の役員及び監事を置く。

- | | | | |
|-----|---|-----|------|
| (1) | 会 | 長 | 1名 |
| (2) | 副 | 会 長 | 1名以上 |
| (3) | 幹 | 事 | 若干名 |
| (4) | 会 | 計 | 若干名 |

- (5) 書記 若干名
- (6) 監査 2名

(役員等の選任)

第9条 役員等は、運営委員会において選任する。

- 2 監査は、他の役員を兼ねる事ができない。

(役員等の職務)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会議を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を遂行する。
 - (4) 会計は、本会の会計を担当する。
 - (5) 書記は、本会の書記を担当する。
- 2 監査は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、役員の仕事又は財産に関し不正の行為又は法令、条例、規則及び要綱（以下、「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを運営委員会及び区長に報告すること。
 - (4) 役員の仕事執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員を招集を請求すること。

(役員等の任期)

第11条 役員及び監査の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第12条 運営委員会は、本会構成団体（別表）の代表者及び会長が指名する者（以下、「運営委員」という。）をもって構成する。

- 2 前項の規定により、新たに会長が運営委員を指名する場合は、運営委員会の同意を得るものとする。

(運営委員会の検討事項)

第13条 運営委員会は、次にあげる事項を検討する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- (2) 役員等の選任等に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) 本会の構成・組織に関する事項
- (5) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の2分の1以上から請求があったとき
- (3) 第10条第2項第3号の規定により、監事から召集の要望があったとき

3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(委任状による出席)

第15条 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない運営委員は、会長に委任状を提出することができる。また本会が運営し、運営委員が登録する電磁的方法において出席できない旨の申告をあげることができる。この場合において、第14条第4項の定員数の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第16条 運営委員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の総数及び出席者数（委任状提出者を含む。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名者人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録書名人2名以上が、署名するものとする。

(議事録の公開)

第17条 地域住民は、会長に申し出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれ

ている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第6章 役員会

(構成)

- 第18条 本会に役員会を置く。
2 第8条の(1)～(6)号の役員で構成する。

(権能)

- 第19条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 運営委員会に置いて検討された事項
(2) 前号の執行に関する事項

(開催)

- 第20条 役員会は、次の各号の一に該当する場合開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 役員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、
(3) 若しくは電磁的方法により召集の請求があったとき
(4) 第10条第2項第4号の規定により、監査から召集の請求があったとき

(議長)

- 第21条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

- 第22条 役員会の議事は役員総数の過半数をもって決する。

(委任状による表決)

- 第23条 やむを得ない理由により、役員会に出席できない役員は、会長に委任状を提出することができる。

(議事録等)

- 第24条 役員の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名
(書面評決があったときは、その理由を付記すること)
(3) 議事の概要及び議決の結果
(4) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名するものとする。
- 3 前2項により作成された議事録については、第17条第1項の規定を準用する。

第7章 事業計画・報告及び会計

(経費)

- 第25条 本会の経費は、大阪市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の経費の支払いに関しては、別表1のとおり条件のもとにクレジットカードなどの使用を可能とする。

(事業計画及び予算)

- 第26条 本会の事業計画及び予算は、事項に定める活動を担当する構成団体の長からの掲示をもとに、運営委員会がその案を作成し、役員会の議決を経て決定しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 活動を担当する構成団体の長は、その事業計画案及び予算案を作成し、運営委員会に掲示しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第27条 本会の事業報告及び決算は、事項に定める活動を担当する構成団体の長からの報告をもとに運営委員会が作成し、監査を受け、毎事業年度終了五ヵ月以内に役員会の承認を受けなければならない。
- 2 活動を担当する構成団体の長は、その事業報告及び決算案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。
 - 3 監査による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除き公開するものとする。

(資産の管理)

- 第28条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会にて検討のうえ、役員会の議決を経て会長が別に定める。

(会計年度)

- 第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第30条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿及び証票書類を整備する。

- 2 地域住民は、会長に申し出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会にて検討のうえ、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成25年3月28日から施行する。
- 2 この規約の一部を改定し、令和4年5月16日より実施する。
- 3 この規約の一部を改定し、令和5年10月16日より実施する。
- 4 この規約の一部を改定し、令和6年7月15日より実施する。